

三重県飲食店取引事業者等・酒類販売事業者等支援金 Q & A

目 次

| 1. 制度全般（共通） | |
|--|----|
| Q1-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。 | …2 |
| Q1-2 国（中小企業庁）の「月次支援金」の概要や申請受付時期を教えてください。 | …2 |
| Q1-3 国の「月次支援金」と三重県の支援金との違いを教えてください。 | …2 |
| Q1-4 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施地域とはどこですか？ | …3 |
| Q1-5 どの支援金が見えるのか分かりやすく教えてください。 | …4 |
| Q1-6 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？ | …5 |
| Q1-7 大企業は対象とならないのですか？ | …5 |
| Q1-8 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？ | …5 |
| Q1-9 本社が県外にある事業者も、三重県内に店舗があれば支援金の対象になりますか？ | …5 |
| Q1-10 取引先となる「飲食店」はどのような条件がありますか？ | …6 |
| Q1-11 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引は対象になりますか？ | …6 |
| Q1-12 4月～6月の売上は、すべての月で30%以上減少している必要がありますか？ | …6 |
| Q1-13 飲食店との取引が令和2年4月以降に1回しかない場合は、対象にならないのでしょうか？ | …6 |
| Q1-14 飲食店との「取引」とは、どのようなものが対象となりますか？ | …6 |
| Q1-15 食品部門の売上減少幅は大きいですが、その他部門の売上が好調だったため、事業者全体としては売上減少率の要件を満たしていません。食品部門のみで売上減少幅を算出してもよいですか？ | …7 |
| Q1-16 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？ | …7 |
| Q1-17 国（中小企業庁）の「月次支援金」と重複して受給できますか？ | …8 |
| Q1-18 国の「月次支援金」が不支給決定となった場合に、県の支援金で申請することはできますか？ | …8 |
| Q1-19 支援金の規模、想定している申請件数は？ | …8 |
| Q1-20 6月分の支援金における変更点はありますか？ | …9 |

| | |
|------------------------|----|
| Q1-21 申請様式は郵送してもらえますか？ | …9 |
|------------------------|----|

2. 三重県飲食店取引事業者等支援金

| | |
|---|-----|
| Q2-1 対象事業者を具体的に教えてください。 | …10 |
| Q2-2 なぜ飲食店との「直接」取引のみを要件にしているのですか？（「間接」取引は対象とならないのですか？） | …11 |
| Q2-3 飲食店は申請できますか？ | …11 |
| Q2-4 フラワーショップは申請できますか？ | …11 |
| Q2-5 弁当屋に食材を納入している事業者は申請できますか？ | …11 |
| Q2-6 ホテル・旅館のレストランに食材を納入している取引事業者は申請できますか？ | …12 |
| Q2-7 不動産業を営んでいます。飲食店に店舗を貸していましたが、コロナ禍で飲食店が廃業となり収入が減少しました。支援金を申請できますか？ | …12 |
| Q2-8 県内で飲食店を経営しながら、県内の他の飲食店と直接取引（商品の納入等）がある場合、「飲食店」の時短要請協力金と両方で申請できますか？ | …12 |
| Q2-9 4月分は三重県飲食店取引事業者等支援金を、5月分は国の「月次支援金」を申請することはできますか？ | …12 |
| Q2-10 飲食店を構成員とする商店街振興組合ですが、対象事業者に該当しますか？ | …12 |
| Q2-11 令和3年4月からカラオケ設備の利用を自粛しているが、4月分は申請できますか？ | …13 |
| Q2-12 時短要請協力金の対象とならない飲食店です。昨年末から自主的に営業中の酒類の提供を自粛していますが申請できますか？ | …13 |

3. 三重県酒類販売事業者等支援金

| | |
|---|-----|
| Q3-1 まん延防止等重点措置が実施される都道府県の重点措置区域外にある飲食店との取引も対象になりますか？（例えば、伊勢市内の飲食店と取引のある四日市市内の酒類小売業者は対象になりますか？） | …14 |
| Q3-2 飲食店と直接取引をしなければ対象とならないのですか？（間接的に取引している卸売業者や酒蔵は対象とならないのですか？） | …14 |
| Q3-3 三重県において、4月はまん延防止等重点措置が適用されていませんでしたが、4月分も三重県酒類販売事業者等支援金を受けられますか？ | …14 |

1. 制度全般（共通）

Q1-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A

令和3年4月以降に発出した三重県緊急警戒宣言および三重県まん延防止等重点措置、全国の緊急事態措置やまん延防止等重点措置により、休業・時短営業や酒類の提供自粛に対応いただいている飲食店はもちろん、この飲食店と取引がある関連事業者の方々も、非常に厳しい状況が続いています。

このような中、国では、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けて、令和3年4月以降の月間売上が50%以上減少している中小法人・個人事業者等を「月次支援金」で支援することとしています。

三重県では、より多くの事業者を支援できるように、国の「月次支援金」の支給要件（売上減少率）を緩和し、独自の支援制度として創設しましたので、4月～6月に売上減少が生じている飲食店取引事業者の方はぜひご活用ください。

Q1-2 国（中小企業庁）の「月次支援金」の概要や申請受付時期を教えてください。

A

「月次支援金」は、令和3年4月以降に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対して給付されます。

4月・5月分については、6月16日～8月15日で申請受付が行われています。

6月分については、7月1日～8月31日が受付期間となっています。

【月次支援金の概要】

| | |
|-------|---|
| 給付対象 | |
| ポイント1 | 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事業者 |
| ポイント2 | 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少 |

| | | | |
|---------------|--|--------|----------|
| 給付額：該当月の売上減少額 | | | |
| 中小法人等 | 上限20万円/月 | 個人事業者等 | 上限10万円/月 |
| 申請受付期間 | 4月・5月分：2021年6月16日～8月15日 6月分：2021年7月1日～8月31日 | | |

Q1-3 国の「月次支援金」と三重県の支援金との違いを教えてください。

A

① 支給要件の一つである、売上減少率が異なります。

国の「月次支援金」は、令和3年4月以降の月間売上が、前年又は前々年同月比で50%以上の減少となっています。

本県の支援金は30%以上の減少まで要件を緩和し、より多くの事業者を支援できるようにしています。

② 対象事業者の範囲が異なります。

国の「月次支援金」は、飲食店と直接・間接の取引がある中小法人・個人事業者等で、様々な事業者を対象としています。

三重県では、時短要請に応じていただいている飲食店と取引がある事業者や、タクシー事業者、自動車運転代行業者のほか、（時短要請の対象となっていませんが）県の要請に応じていただいているカラオケ設置事業者や、酒類の提供停止にご協力いただいている飲食店に限定しています。

③ 支給金額が異なります。

国の「月次支援金」の一月あたりの上限額は、中小法人等20万円、個人事業者等10万円です。

三重県の場合、「飲食店取引事業者等支援金」は、支給要件（売上減少率）を緩和しているため、国の半額（中小法人等10万円、個人事業者等5万円）としています。また、「酒類販売事業者等支援金」は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている都道府県により、飲食店に対し酒類の提供停止を伴う時短営業や休業が要請されており、直接的な打撃を大きいことを踏まえ、支給金額は国と同額としています。

Q1-4 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施地域とはどこですか？

A

令和3年4月～6月における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施都道府県は以下のとおりです。

| 緊急事態措置 | |
|--------|---|
| 4月 | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 |
| 5月 | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 愛知県、福岡県、北海道、岡山県 広島県、沖縄県 |
| 6月 | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 愛知県、福岡県、北海道、岡山県 広島県、沖縄県 |

| まん延防止等重点措置 | |
|------------|--|
| 4月 | 宮城県、沖縄県、埼玉県、千葉県 神奈川県、愛知県、愛媛県 |
| 5月 | 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県 愛媛県、岐阜県、三重県、群馬県 石川県、熊本県 |
| 6月 | 埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県 三重県、群馬県、石川県、熊本県 |

※緊急事態宣言措置が発出されていた都道府県は省略しています。

Q1-5 どの支援金が使えるのか分かりやすく教えてください。

A5

対象業種、飲食店との取引形態、支給対象月、売上減少率によって、活用できる支援金が異なりますので、詳しくは下記の表をご覧ください。

〈業種ごとの売上減少率に応じた利用可能な制度〉

【凡例】

- ①飲食…三重県飲食店取引事業者等支援金(中小法人等:上限10万円/月、個人事業者等:上限5万円/月)
- ②酒類…三重県酒類販売事業者等支援金(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)
- ③月次…国の「月次支援金」(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)

※以下は各制度の主な支給要件に応じた分類です。対象となるか否かは各制度の詳しい要件等をご確認ください。
 ※国の「月次支援金」は、三重県内の事業者であっても、4月分が対象となる場合があります。
 詳しくは、国の月次支援金コールセンター(0120-211-240)へお問い合わせください。

| 取引形態 | 三重県内の飲食店とのみ取引 | | 措置区域(※)の飲食店と取引あり | |
|------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| | 30%以上50%未満 | 50%以上 | 30%以上50%未満 | 50%以上 |
| 4月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 5月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 6月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |

※措置区域とは…令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県

○タクシー・自動車運転代行業者

| 売上減少幅 | 30%以上50%未満 | 50%以上 |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 4月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | |
| 5月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 6月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |

○カラオケ設置事業者、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者

| 売上減少幅 | 30%以上50%未満 | 50%以上 |
|-------|----------------------|-----------------------|
| 5月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 6月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |

カラオケ設置事業者は、三重県内全域の事業者が対象、
 酒類の提供を取りやめた飲食店事業者は、重点措置区域内(12市町)の事業者が対象

○酒類販売事業者等(酒類小売業、酒類卸売業、酒類製造業)

| 取引形態 | 三重県内の飲食店とのみ取引 | | 措置区域(※)の飲食店と取引あり | |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 30%以上50%未満 | 50%以上 | 30%以上50%未満 | 50%以上 |
| 4月分 | ①飲食 (10 or 5万円/月) | | ②酒類 (20 or 10万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 5月分 | ②酒類 (20 or 10万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) | ②酒類 (20 or 10万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |
| 6月分 | ②酒類 (20 or 10万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) | ②酒類 (20 or 10万円/月) | ③月次 (20 or 10万円/月) |

※措置区域とは…令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県

Q1-6 「中小法人等」、「個人事業者等」とは具体的にどのような事業者ですか？

A

「中小法人等」、「個人事業者等」は、国の「一時支援金」及び「月次支援金」の制度創設にあたって定められたものです。

「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。（「中小企業基本法」の中小企業よりも広い定義となっています。）

「個人事業者等」とは、個人で開業している「個人事業主」や「フリーランス」などで、主たる収入を事業所得や雑所得・給与所得で確定申告している方をいいます。

Q1-7 大企業は対象とならないのですか？

A

全ての大企業は対象となっていませんが、「中小法人等」の定義に含まれる大企業は対象となります。（「中小法人等」はQ1-6を参照）

Q1-8 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？

A

事業所（店舗）ではなく、事業者単位（「1法人あたり」、「1事業者あたり」）とします。県内に事業所（店舗）が複数ある場合でも申請は1件となりますので、県内の事業所にかかる事業者の総売上を、前年又は前々年同月と比較し、売上減少額を支給します（上限額あり）。特定の店舗のみ月間売上が30%以上減少したとしても、県内の全ての事業所の総売上にかかる売上減少率が要件を満たしていなければ対象となりません。

Q1-9 本社が県外にある事業者も、三重県内に店舗があれば支援金の対象になりますか？

A

県内に店舗（事業所）があれば対象となります。

タクシー事業者や運転代行業者、カラオケ設置事業者、酒類を提供している飲食店については、県外本社であっても、緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び三重県緊急警戒宣言に基づく時短営業、酒類の提供やカラオケ設備の利用を行わないことの要請による影響を直接受けることとなりますので、本社所在地が県内であるか県外であるかを問わず、支援金の対象としています

また、本社が県外にある、飲食店との取引事業者についても、三重県内に事業所を有する場合は、県内の飲食店への時短営業等の要請の影響を受けることから対象となります。

Q1-10 取引先となる「飲食店」はどのような条件がありますか？

A

令和3年4月以降に発出された緊急事態措置、まん延防止等重点措置及び三重県緊急警戒宣言により、休業要請や時短要請等に応じた「飲食店」であり、以下の例示のとおりです。

(例) 一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、焼肉店、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼き店、料亭、バー、スナック、居酒屋、ビアホール、結婚式場(6月分より追加)等
※対象外・・・テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、屋台のほか、スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペース

なお、他のサービスを提供しながら飲食サービスを提供している、ホテル・旅館・結婚式場・ゴルフ場内にあるレストランについては、①当該飲食サービスを本来の事業以外の利用者(一般客)が常時利用可能であること、②当該飲食サービスを提供していることを対外的に公表していること、等の条件を満たせば「飲食店」としてみなします。

Q1-11 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引は対象になりますか？

A

対象となります。

飲食店との取引事業者の中には、県外の飲食店と取引しているケースも見られることから、本支援金では、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている県外の飲食店との取引も対象となります。

Q1-12 4月～6月の売上は、すべての月で30%以上減少している必要がありますか？

A

すべての月で30%以上減少している必要はありません。

30%以上の売上減少がある月分のみ支援金を申請いただけます。

Q1-13 飲食店との取引が令和2年4月以降に1回しかない場合は、対象にならないのでしょうか？

A

令和2年4月以降に飲食店と1回の取引しかない場合は、その取引の前1年以内で直接取引していれば、対象となります。

ただし、当該期間に1回しか取引がない場合は、その取引がその事業の主たる取引となっているなど、対象となる場合があります。

Q1-14 飲食店との「取引」とは、どのようなものが対象となりますか？

A

新たな契約だけでなく、納品後の定期メンテナンスやアフターフォロー、リース料金の支払い、定期的な許認可更新の事務代行等、飲食店との継続した関係性が確認できれば、対象となります。その場合、取引先飲食店の情報(第4号様式)および取引

確認書（第5号様式）において、取引の内容を記載してください。

例：リース契約において、メンテナンスおよび料金の支払い等を通じて、飲食店との継続的なやり取りが発生している場合。

Q1-15 食品部門の売上減少幅は大きいですが、その他部門の売上が好調だったため、事業者全体としては売上減少率の要件を満たしていません。食品部門のみで売上減少幅を算出してもよいですか？

A

支援金の売上減少率の要件は、特定の部門ごとではなく、事業者全体の売上が対象となります。

Q1-16 他の協力金や支援金と重複して受給できますか？

A

県からの要請内容とその時期により、重複できるものとそうでないものがありますので、下表をご確認ください。

| | 名称 | 対象 | 期間 |
|------|----------------------|--|--|
| 重複可 | 三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金 | ・飲食店 ・飲食店取引事業者 ・タコ-事業者・自動車運転代行事業者 | 申請期間 R3.3.8~4.16 |
| | 三重県時短要請協力金 | ・桑名市、四日市市、鈴鹿市の飲食店等 | 要請期間 R3.1.18~2.7 |
| | 国の「一時支援金」 | ・緊急事態宣言の影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者（1~3月の売上が50%以上減少） | 申請期間 R3.3.8~5.31 |
| 重複不可 | 三重県時短要請協力金 | ・県内全域の飲食店 | 時短要請期間 R3.4.26~5.11 |
| | 三重県飲食店時短要請協力金 | ・県内全域の飲食店 | 時短要請期間 重点区域： R3.5.9~5.31 R3.6.1~6.20 その他区域： R3.5.12~5.31 R3.6.1~6.20 |
| | 三重県集客施設時短要請協力金 | ・大規模集客施設 ・大規模集客施設に入居するテナ等 | 時短要請期間 R3.5.9~5.31 R3.6.1~6.20 |
| | 三重県観光事業者支援金 | ・宿泊事業者 ・観光施設 ・土産物店 ・体験事業者 | 申請期間 R3.6.21~8.31 |
| | 国の「月次支援金」 | ・緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等（4~6月の売上が50%以上減少） | 申請期間 4~5月分： 6/16~8/15 6月分： 7/1~8/31 |

Q1-17 国（中小企業庁）の「月次支援金」と重複して受給できますか？

A

国の「月次支援金」と三重県の支援金を同一月で重複して受給することはできません。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている都道府県の飲食店と取引があり、前年又は前々年の同月に比べて50%以上減少している月は、国の「月次支援金」を申請してください。30%以上50%未満の減少がある場合は、三重県の支援金をご活用ください。

（参考）国の「月次支援金」に関する相談窓口（8:30～19:00 TEL:0120-211-240）
ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q1-18 国の「月次支援金」が不支給決定となった場合に、県の支援金で申請することはできますか？

A

例えば、国の月次支援金の売上要件は満たすものの、対象要件等で不支給になった場合などにおいて、県の支援金の申請期間内であり、支給要件を満たせば申請することができます。

なお、申請締切後の受付は一切認められませんので、月次支援金の審査状況がわからない方は、県の支援金の締切日までに「月次支援金申請中。月次支援金の給付決定を受けた場合は本支援金の申請を取り下げる」旨を記載し、申請してください。また、月次支援金の審査結果が出た際には相談窓口まで必ず審査結果を報告してください。

県の支援金の申請期間は、4月・5月分は令和3年6月8日～7月30日、6月分は令和3年7月1日～8月31日となっていますので、国の月次支援金を申請される場合は、予め申請窓口に要件等を確認していただくことをお勧めします。

（参考）国の「月次支援金」に関する相談窓口（8:30～19:00 TEL:0120-211-240）
ホームページ：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q1-19 支援金の規模、想定している申請件数は？

A

4月～6月分で支援金の規模は、総額12億550万円、延べ約8,900者の申請を見込んでいます。

| | 三重県飲食店取引事業者等支援金 | 三重県酒類販売事業者等支援金 |
|-----------------|---|---|
| 支援金総額 | 4月・5月：5億9,200万円 6月：2億9,600万円 計8億8,800万円 | 4月・5月：1億9,050万円 6月：1億2,700万円 計3億1,750万円 |
| 対象事業者 (申請件数) | 約3,700者 (内訳) ・ 飲食店取引事業者 (1,600者) ・ タクシー、自動車運転代行業者 (100者) ・ カラオケ設置事業者 (1,000者) | 約750者 (内訳) ・ 卸売販売業者 (33者) ・ 小売販売業者 (448者) ・ 製造業者 (265者) |

| | | |
|--|------------------------------|--|
| | ・ 終日、酒類の提供を取りやめた飲食店（1,000 者） | |
|--|------------------------------|--|

Q1-20 6月分の支援金における変更点はありますか？

A

三重県まん延防止等重点措置を5月28日に一部変更し、結婚式場やホテル又は旅館で結婚式を行う場合における、酒類の提供自粛（重点区域内）、カラオケ設備の利用停止（全県域）を要請していますので、「三重県飲食店取引事業者等支援金」の対象事業者として新たに追加しています。

Q1-21 申請様式は郵送してもらえますか？

A

申請書類を郵送させていただきますので、390円切手を貼り付けた返信用封筒（角形2号サイズ）を封筒に入れ、オモテ面に、4・5月分の場合、「申請書（4・5月分）請求」、6月分の場合「申請書（6月分）請求」とご記入のうえ、下記宛先までお送りください。

〒514-8799 津中央郵便局留

三重県飲食店取引事業者等支援金事務局 宛て

三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛て

※同封する返信用封筒（角形2号サイズ）に、ご依頼人の住所及び氏名をご記載ください。

2. 三重県飲食店取引事業者等支援金

Q2-1 対象事業者を具体的に教えてください。

A

対象事業者として（１）～（３）の区分があり、詳細は次のとおりです。

（１）時短営業等の影響を受けている飲食店と直接かつ反復継続した取引のある事業者
（飲食店取引事業者）

| 取引区分 | 飲食店への取引内容 | 備考 |
|---------|---|----------------------|
| 物品の納入 | ・食材、食品（調理済みのものを含む） ・飲料（水、酒類を含む）、調味料、食用油 ・おしぼり、割りばし ・食器、調理器具等 | ※卸業者を介して取引している場合は対象外 |
| 物品のリース | ・冷蔵庫、冷凍庫 ・カラオケ機器 ・フロアマット等 | ※機材等の単発の販売は対象外 |
| サービスの請負 | ・クリーニング（テーブルクロス、タオル等） ・屋内の清掃 ・廃棄物の収集 ・広告物、メニューの制作等 | |

（２）タクシー事業者、自動車運転代行業者

- タクシー事業者 ⇒道路運送法上、適法な一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者（福祉運送事業限定等の許可を除く）
- 自動車運転代行業者 ⇒自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律による認定を受けている者

（３）三重県の実施する時短要請協力金の対象とならないが、カラオケ利用自粛、酒類提供自粛など県の要請（令和３年５月～）に応じている以下の事業者

- カラオケ設置事業者（カラオケボックス等カラオケ店） ※全県域が対象
「三重県まん延防止等重点措置」における、カラオケ設備の利用自粛の要請に応じていただいている次の事業者
 - ・飲食業営業許又は喫茶店営業許可を持っていないカラオケボックス等
 - ・カラオケ設備を有する飲食店で通常時の営業終了時刻が 20 時以前のもの
 - ・カラオケ設備を有する 24 時間営業のネットカフェ、漫画喫茶等
 - ・宿泊客のみが利用可能なカラオケ設備を有する宿泊施設飲食業の許可を持たないカラオケボックス等
- 終日、酒類の提供を取りやめた飲食店事業者 ※重点区域（※）内の飲食店が対象
「三重県まん延防止等重点措置」における、重点措置区域（※）内において、県の要請に基づき酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を取りやめた飲食店で通常の営業終了時刻が 20 時以前のもの
（※）桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市（12市町）

【6月分から追加】

- 結婚式場（ホテル又は旅館において結婚式を行う場合も含む） ※全県域が対象

「三重県まん延防止等重点措置」における、重点措置区域内において、県の要請に基づき酒類提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を取りやめた結婚式場
また、全県域において、カラオケ設備の利用自粛の要請に応じていただいている結婚式場

Q2-2 なぜ飲食店との「直接」取引のみを要件にしているのですか？
（「間接」取引は対象とならないのですか？）

A

「三重県飲食店取引事業者等支援金」では、三重県緊急警戒宣言及び三重県まん延防止等重点措置、全国の緊急事態措置等の実施により、都道府県による休業要請や時短要請等に応じた飲食店との「直接」取引が最も大きく影響を受け、ダイレクトに売上減少につながっている状況をふまえ、「直接」取引のみを要件にしています。

一方、食品等の納入業者が休業・時短営業のみの影響を受けるのに対し、酒類販売事業者は飲食店の休業・時短営業と酒の提供自粛のダブルの影響を受け、その打撃は甚大であるため、国から酒類小売業者だけでなく、卸売業者や製造業者も含めるよう要請されています。このため、「三重県酒類販売事業者等支援金」では「間接」取引も対象にしています。

Q2-3 飲食店は申請できますか？

A

県の要請に基づく飲食店への時短営業による取引事業者への影響に対して支援金を支給するものですので、基本的には飲食店は対象となりません。

ただし、「三重県まん延防止等重点措置」において、特に重点措置を講じる区域（※）内では出されている酒類の提供自粛や、県全域で出されているカラオケ利用自粛の要請に応じていただいている飲食店で、時短要請の対象とならない飲食店については、「三重県飲食店取引事業者等支援金」に申請することができます。（時短要請協力金と本支援金の併給は不可となります。）

（※）桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市（12市町）

Q2-4 フラワーショップは申請できますか？

A

県の時短要請等の影響が及んでいる飲食店に継続して花を納入している等、直接かつ継続的な取引がある場合は、この支援金を申請することができます。

なお、飲食店との直接取引が想定される事業の考え方については、Q1-14 をご確認ください。

Q2-5 弁当屋に食材を納入している事業者は申請できますか？

A

宅配専門店、テイクアウト専門店などは、時短営業を要請する「飲食店」に該当しないため、このようなお店に食材を納入する等の取引を行っている場合は、申請することができません。

飲食スペースのあるレストラン等で、テイクアウト用にも弁当を作っている場合は、時短営業を要請する「飲食店」に該当するため、このようなお店との取引事業者で、30%以上の売上減少がある場合は、申請することができます。

Q2-6 ホテル・旅館のレストランに食材を納入している取引事業者は申請できますか？

A

このレストランが、宿泊客以外も常時利用可能であり、そのことを対外的に公表している場合は、時短要請の対象となる「飲食店」に該当するため、このようなレストランと取引を行っている場合は、申請することができます。

Q2-7 不動産業を営んでいます。飲食店に店舗を貸していましたが、コロナ禍で飲食店が廃業となり収入が減少しました。支援金を申請できますか？

A

不動産業を営む法人（又は個人）が、「事業収入」として売上計上している場合は対象となります。個人の方で「不動産収入」として計上している場合は対象外となります。

Q2-8 県内で飲食店を営みながら、県内の他の飲食店と直接取引（商品の納入等）がある場合、「飲食店」の時短要請協力金と両方で申請できますか？

A

飲食店取引事業者等を対象とした「三重県飲食店取引事業者等支援金」は、令和3年4月以降に三重県が実施した時短要請協力金と重複して受給することはできません。

Q2-9 4月分は三重県飲食店取引事業者等支援金を、5月分は国の「月次支援金」を申請することはできますか？

A

支給対象月ごとに、それぞれの支援金の支給要件を満たせば、申請することができます。

Q2-10 飲食店を構成員とする商店街振興組合ですが、対象事業者には該当しますか？

A

以下の条件を満たしている場合は対象となります。

- ① 飲食店との直接取引があること。（例：飲食店に駐車場やテナントを貸している等）
- ② 法人として登記していること。（商店街振興組合法）
- ③ 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であること。

Q2-11 令和3年4月からカラオケ設備の利用を自粛しているが、4月分は申請できますか？

A

本支援金は、「三重県まん延防止等重点措置」に基づく県からの要請にご協力いただいている事業者を対象とします。

三重県におけるカラオケ設備の利用自粛要請は、5月7日の「三重県まん延防止等重点措置」からであるため、4月分は「三重県飲食店取引事業者等支援金」を申請できません。5月分、6月分は申請いただけます。

Q2-12 時短要請協力金の対象とならない飲食店です。昨年末から自主的に営業中の酒類の提供を自粛しているが申請できますか？

A

本支援金は、「三重県まん延防止等重点措置」に基づく県からの要請にご協力いただいている事業者を対象とします。

三重県における酒類の提供自粛要請は、5月7日の「三重県まん延防止等重点措置」からであるため、4月分は「三重県飲食店取引事業者等支援金」を申請できません。5月分、6月分は申請いただけます。

3. 三重県酒類販売事業者等支援金

Q3-1 まん延防止等重点措置が実施される都道府県の重点措置区域外にある飲食店との取引も対象になりますか？（例えば、伊勢市内の飲食店と取引のある四日市市内の酒類小売業者は対象になりますか？）

A

対象になります。

まん延防止等重点措置が実施される都道府県内の重点措置区域外に所在する飲食店と直接・間接の取引がある事業者も、売上減、保存書類等の給付要件を満たせば給付対象となります。

Q3-2 飲食店と直接取引をしなければ対象とならないのですか？
（間接的に取引している卸売業者や酒蔵は対象とならないのですか？）

A

飲食店と間接的な取引がある場合も対象となります。

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県において、休業又は時短営業の要請に応じた飲食店と酒類の直接取引をしている酒類小売業者（酒販店）のほか、間接取引をしている酒類卸売業者、酒蔵などの製造業者も対象となります。

Q3-3 三重県において、4月はまん延防止等重点措置が適用されていませんでしたが、4月分も三重県酒類販売事業者等支援金を受けられますか？

A

三重県内の事業者が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する他の都道府県の休業・時短営業の影響を受けた飲食店と取引がある場合には支給の対象となります。しかし、三重県においては、4月はまん延防止等重点措置が適用されていないため、三重県内の時短営業の要請に応じた飲食店としか取引がない事業者については、「三重県酒類販売事業者等支援金」の支給対象とはなりません。

なお、三重県においては、4月は三重県緊急警戒宣言が発出されていたことから、三重県内の時短営業の影響を受けた飲食店と取引がある事業者については、「三重県飲食店取引事業者等支援金」の対象となります。